

改正されたラジオ受信機の型式試験について

通信省電波局 近藤善三郎

本年1月8日附通信省令第1号を以って放送用私設無線電話規則中ラジオ受信機関係の第13, 14條が改正され2月1日より施行された。14條はラジオ受信機の技術的具備條件が規定されており「聴取無線電話の受信機は別表(2)の規格に依り通信大臣の行ふ型式試験に合格したものたることを要す。但し受信機の製造を業とせざるものが自己の使用に供する目的を以て製作したものは此限にあらず」となった。即ち本年2月1日以降ラジオ受信機を新に施設しようとするものは電波行政上必要な技術的基準を規定した別表(2)の規格による型式試験に合格したものでなければならぬこととなった。但し附則により今年4月30日迄に出荷即ち製造業者の手を離れたものに限り新規定を適用せず従来通りとした。即ち現に施設者が施設しているもの、市場に販売せられているもの及び製造者の手許にある仕掛品に対しては除外された。5月1日以降市場にあるものでもそれが4月30日以前に出荷されたものとの説明がつけば矢張り新規定の適用は受けないわけである。

なおアマチュアの自作はこの規格を全面的に適用することは酷であるのみならず不必要のため前記但書で除外されたが、勿論自作品と雖も全然放任するわけではなく施設の許可があるまでは仮使用を禁ぜられており、第13條の2、第2号により「受信機が第14條但書の規定に該当し且第14條別表(2)の規格第5号(振動電流)に適合すると認めたるとき」は施設が許可されることになっている。

別表(2)の規格の主なるものは受信周波数帯(550KC~1500KC迄の放送は受信出来ること)、感度、電気的忠実度、選択度、振動電流(受信機を使用状態において局部振動によってどんな種類の聴取無線電話用受信機にも支障を起さないこと)等である。

次に型式試験は申請の際提出された三台の受信機に対してのみ行われるものであって出荷試験は行われないが製造業者は申請合格品と同一規格のものを製造する義務を負わされ、その受信機を出荷するときには型式試験合格第〇号の文字が入った標章を任意の意匠で作製し見やすい場所へ貼附することになっている。即ち本年5月1日以降に製造された受信機を購入する際には必ず標章がはってあるものを購入するように注意されたい。なお型式試験は上述の如く電波行政上の見地から電気的性能についてのみ行われるものであるから電気音響の忠実度、機構構造等は試験の対象とはならないので購入の際これらの点についても充分注意されたい。試験は東京都千代田区代官町にある通信省電気試験所九段分室で行われ、試験に合格した受信機は通信省告示としてその都度告示される。

以上簡単ながら今次改正の要点について説明したが、これを要するに型式試験は優良受信機の普及をはかるため止むを得ず採られた措置であって、アマチュアの自作品を抑制するものではなく販売を目的とする製造業者の製品を対象とするものである。優秀なスーパー・ヘテロダイン級の受信機が量産せられ従来の国民型1号及2号受信機程度に迄大衆化すればこれらの制限は不必要となるのであってそのためには真空管その他部品の改良が先決である。関係各方面の一層の奮起を御願する次第である。

PDF化にあたって

本PDFは、

『無線と実験』1948年4月号

を元に作成したものである。

PDF化にあたって、旧漢字は新漢字に、仮名遣いは新仮名遣いに変更した。漢字の一部には振り仮名をつけた。

ラジオ関係の古典的な書籍及び雑誌のいくつかを

ラジオ温故知新(<http://fomalhaut.web.infoseek.co.jp/index.html>)

に、

ラジオの回路図を

ラジオ回路図博物館 (<http://fomalhaut.web.infoseek.co.jp/radio/radio-circuit.html>)

に収録してある。参考にしてほしい。